

選告示第13号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成31年3月14日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

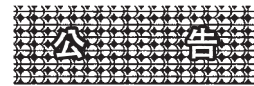
別表中

を

に改める。

35,071	35,014
319,191	318,835
105,479	105,302
65,963	65,910
46,541	46,476
19,782	19,732
27,901	27,852
13,730	13,701
19,275	19,249
11,880	11,853
18,711	18,679
9,050	9,030
18,458	18,405
7,933	7,912
6,643	6,615
21,733	21,712
18,629	18,611
39,510	39,511
21,250	21,207
8,389	8,382
27,318	27,289
7,033	7,006
22,838	22,823
16,770	16,720
7,942	7,904
6,409	6,393
8,852	8,816
6,498	6,477

選挙管理委員会



公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託 一式

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約の日から平成36年9月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書を入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

ウ 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 測量法(昭和24年法律第188号)第48条第1項に規定する測量士又は情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第29条第1項に規定する情報処理技術者試験(試験の区分は問わない。)の合格者その他の情報処理に関する資格を有する者で、システム開発に関し豊富な経験を有する者を配

置できる者であること。

カ 緊急時における保守サービス体制が確保されている者であること。

キ 過去5年以内に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体を構成する場合の事項

次のいずれにも該当する者であることとします。

ア 共同企業体を構成する全ての者は、(1)のアからエまでに掲げる事項に該当する者であること。

イ 共同企業体を構成する者のうち、1者以上が(1)のオ及びキに掲げる事項に該当する者であること。

ウ 共同企業体として(1)のカの体制が確保されていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(1)のイに該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時点までに2の(1)のイの等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

平成31年4月2日(火)以降に随時申請を受付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課用品調達係
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県企画振興部情報政策課電子自治体係
電話 026 (235) 7072

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成31年4月23日(火) 午後5時
郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、平成31年4月23日(火)午後5時までの必着とします。

イ 場所 長野県企画振興部情報政策課電子自治体係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成31年4月24日(水) 午後1時

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階パソコン実習室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成31年4月10日(水)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

別記「長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託落札者決定基準」によります。

6 その他

(1) 本件入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。本契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、本契約を変更し、又は削除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of the service to be procured:

Comprehensive service providing a geographic information system

(2) Contract duration:

From the first day of contract term through September 30, 2024

(3) Contact place for the tender information; description/conditions/and other inquiries:

Information Policy Division, Planning and Development Department, Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL +81-26-235-7072 (contact for inquiries; Japanese only)

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 1:00PM, April 24, 2019

Place: PC Training Room, Nagano Prefectural Government West Annex 2F

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00PM, April 23, 2019

Place: Information Policy Division, Planning and Development Department

Nagano Prefectural Government 380-8570

(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県統合型地理情報システムサービス提供業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものと

します。

2 落札者決定方法

(1) 落札候補者の決定方法

ア 予定価格制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、技術提案の内容、入札価格等の評価を行います。

イ 落札候補者は、入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」という。）の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者となります。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、これらの者にくじを引かせて落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじ引きに出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせて落札候補者を決

定するものとします。

(3) 地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者の意見を聞いた上で、落札者を決定します。

3 総合評価点の配分

満点は1,500点とし、各評価点の内訳は次のとおりとします。

(1) 価格評価点500点

(2) 技術評価点1,000点

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、長野県公式ホームページの情報政策課公募情報のページに掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/tokei/kobo.html>

情報政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ佐久

佐久市岩村田字西長塚1735-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
日本トイザラス(株)	アンドレ・ジェイブス	神奈川県川崎市幸区大宮1310ミュージア川崎セントラルタワー
(株)ファーストリテイリング	柳井 正	山口県山口市佐山717-1
(株)ナガタ	永田 滋弘	諏訪市四賀飯島2323

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
日本トイザラス(株)	ディーター・ハーベル	神奈川県川崎市幸区大宮1310ミュージア川崎セントラルタワー
(株)ジーユー	柚木 治	山口県山口市佐山717-1
(有)F & S	永田 滋弘	諏訪市高島1-27-4

4 変更した年月日

平成27年10月23日ほか

5 届出年月日

平成31年3月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成31年3月14日から平成31年7月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

上田市における県営殿城地区赤坂上田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成31年3月2日行いました。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成31年3月14日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 許可番号

平成29年11月1日 長野県伊那建設事務所指令29伊建第139-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

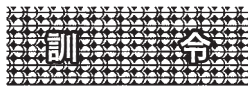
伊那市高遠町小原439-2、442、443

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市下新田3050

伊那市長 白鳥 孝

都市・まちづくり課



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関

副知事の担当事務に関する規程(平成27年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行します。

平成31年3月14日

長野県知事 阿部守一

第1条第1号のアを次のように改める。

ア しあわせ信州創造プラン2.0に掲げる8つの重点目標のうち次に掲げるものの達成に関すること。

(7) 付加価値を高め、経済成長を実現

(4) 県民の豊かさ全国トップレベルを維持

(9) インバウンド需要を取り込み観光消費額を増加

(5) 様々な人の労働参加を全国トップに

第1条第1号のうち「企画振興部」を削り、「建設部及び会計局」を「農政部、林務部及び建設部」に改め、同条第2号中「中島恵理」を「小岩正貴」に改め、同号のアを次のように改める。

ア しあわせ信州創造プラン2.0に掲げる8つの重点目標のうち次に掲げるものの達成に関すること。

(7) 人口の社会増を実現

(4) 2025年に県民希望出生率1.84を実現

(9) 健康長寿日本一を維持

(5) 再生可能エネルギー100%地域をめざし自給率を上昇

第1条第2号のうち「県民文化部」を「企画振興部、県民文化部」に、「農政部及び林務部」を「及び会計局」に改める。

人事課